

## 呉市資源集団回収団体報償金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物のうち再資源化できるものを自主的に回収した団体に対し、予算の範囲内において資源集団回収団体報償金（以下「報償金」という。）を交付することにより、廃棄物の減量化及び再資源化を促進するとともに、市民の廃棄物処理に対する意識の向上を図ることを目的とする。

### (対象団体)

第2条 報償金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市内の自治会、子ども会、老人会、PTA、女性会その他の地域で組織する団体で営利を目的としないもの及び市長が適当と認める団体とする。

### (対象品目)

第3条 報償金の交付の対象となる品目（以下「対象品目」という。）は、市内の一般家庭から排出される廃棄物のうち再資源化できる次に掲げるものとし、呉市資源集団回収事業協力報償金交付要綱（平成10年5月12日実施）第2条に規定する団体（以下「組合」という。）を構成する事業者が引き取ったものとする。

- (1) 古紙類
- (2) 金属類
- (3) 繊維類
- (4) びん類（びん類を保管・運搬する容器を含む。）

### (報償金の額)

第4条 報償金の額は、資源集団回収を実施した対象団体ごとに対象品目1キログラムにつき6円とする。ただし、びん類については、1本につき0.5キログラムで換算し、全ての合計の1キログラム未満の場合は、四捨五入とする。

### (対象団体の届出)

第5条 対象団体は、資源集団回収を実施する前に、呉市資源集団回収団体登録届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

2 対象団体は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、呉市資源集団回収団体登録事項変更届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

3 対象団体は、資源集団回収を行うことができなくなったときは、呉市資源集団回収団体廃止届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

### (交付の申請)

第6条 報償金の交付を受けようとする対象団体は、呉市資源集団回収団体報償金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 呉市資源集団回収団体実績報告書

(2) 組合の発行する集団回収伝票

2 申請は年2回行うものとし、申請の対象期間及び申請期間は次に掲げるとおりとする。

(1) 上半期分（前年度の1月1日から6月30日までに実施した6か月分）は、当該年度の8月1日から同月末日まで。

(2) 下半期分（7月1日から12月31日までに実施した6か月分）は、当該年度の2月1日から同月末日まで。

（報償金の交付）

第7条 市長は、申請に基づき内容審査の上、上半期分は当該年度の9月末日、下半期分は当該年度の3月末日までに報償金を交付するものとする。

（報償金の返還等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、報償金を減額し、又は交付しない。ただし、交付決定後である場合には、既に交付した報償金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により報償金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

2 改正後の第5条第1項の規定は、改正前の第5条第1項の規定により市長に届け出て資源集団回収を実施している団体についても適用する。この場合において、改正後の第5条第1項中「資源集団回収を実施する前に」とあるのは、「この要綱の実施後速やかに」とする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施し、平成27年下半期申請受付分から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。